

令和4年第8回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月16日若狭町議会第8回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレア文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第69号 若狭町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第70号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第71号 若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の一部改正について

- 日程第 5 議案第 7 2 号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 3 号 若狭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 4 号 令和 4 年度若狭町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 8 議案第 7 5 号 令和 4 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 7 6 号 令和 4 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 7 7 号 令和 4 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 8 号 令和 4 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 9 号 令和 4 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 8 0 号 令和 4 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 1 号 令和 4 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 2 号 若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 8 3 号 嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 8 4 号 若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 8 5 号 令和 4 年度若狭町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 1 9 議案第 8 6 号 工事請負契約の締結について（令和 4 年度 西田公民館耐震補強リノベーション工事）
- 日程第 2 0 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時23分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番、倉谷 明君、5番、増井文雄君を指名します。

～日程第2 議案第69号から日程第17 議案第84号～

○議長（今井富雄君）

日程第2、議案第69号「若狭町職員の定年等に関する条例の一部改正について」から、日程第17、議案第84号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」までの16議案を一括議題とします。

この16議案につきましては、去る11月29日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、藤田正美君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤田正美君）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月29日、令和4年第8回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案7件であります。

議案審査のため、12月1日午前9時より委員全員出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第69号「若狭町職員の定年等に関する条例の一部改正について」であります。職員の定年を引き上げるとともに管理監督職勤務上限年齢制等の導入の他、所要の改正

及び規定の整備を行うため、条例を一部改正するものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、民間の会社では65歳に定年を上げた場合は一度に上げるが、年齢を段階的に上げていく理由は何か。

答、定員管理計画があり、国家公務員も段階的に2年毎に1歳上げていく手法を取っている。定員管理が主な理由である。

問、給与が7割水準となり、働き方も変わってくると思う。やる気がなくなってくるのではないか。どう対応するのか。また、当分の間ということだが、当分の間とはどれくらいの期間になるのか。

答、今、再任用職員ということで、年金がもらえるまでの間、働ける制度がある。それも7割程度の給与表で運営している。役職定年ということで、課長、課長補佐級という責任のあるところから主査級になり、仕事量を加味すると7割ではないかということで国家公務員と基準を合わせている。定年延長は年金との絡みもあると思う。70歳まで年金がもらえない、65歳まで年金をかけなければならない等が明確になってくれば、ということで、当分の間という言葉が国家公務員も地方公務員も使っている。

問、退職手当はピーク時特例があると思うが、これは若狭町でも同じか。

答、60歳を迎えたときの給与表が基になる。年数は定年が伸びた分もカウントされる。ピーク時の給与に係数をかけるという手法を取る。

問、定年が伸びることにより、職員数はどのくらい増えるのか。

答、令和13年度までは2から3人程度の推移なので、増減はあまりない。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」であります。職員の定年引上げ等に係る関係条例の整備等を行うため、条例を制定するものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、この条例の制定で、若狭町職員の再任用に関する条例が廃止となるが、条例の廃止に伴い、それまでに雇用された方が暫定再任用制度で残る。前に採用された方も継続して残っていくということでしょうか。

答、今、身分を有する方はそのまま残っていく。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」であります。町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額について、一部費用の限度額を引き上げる改正を行うため、条例を一部改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「若狭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」であります。令和5年4月1日から農業集落排水処理事業、漁業集落排水処理事業、公共下水道事業を統合し、若狭町下水道事業として地方公営企業法に基づく企業会計を適用するため、条例を一部改正するものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、下水道会計に一本化できるということは、農業集落排水処理事業、漁業集落排水処理事業、公共下水道事業の施設の資産の評価が出たから企業会計に一本化できるわけである。その額を教えてください。

答、議員が言われるとおり、資産の評価ができたので、公営企業に移行するが、令和5年度当初予算で資産額を示す。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について」であります。令和5年4月から5年間、若狭町農村総合公園の指定管理者として、有限会社かみなか農楽舎を指定するために議会の議決が必要となるものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」であります。令和5年4月から5年間、嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者として、夢源建築有限会社を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、指定管理者の指定について、若狭町以外の嶺南5市町は全く関わっていないのか。

答、嶺南6市町で運営している。施設は、本来、嶺南地域共有の施設だが、今のところ若狭町で管理しているので、若狭町で指定管理者の指定を進めている。

問、今後も若狭町で管理していかなければならないのか。

答、嶺南広域行政組合では補助金をもらうことができなかつたため、若狭町で補助金

申請等を行った。将来的には嶺南広域行政組合で事務もしていただけるとよいと考えている。

問、法的な縛りがなければ、事務局は嶺南6市町で順番に回していくべきだと思うがどうか。

答、他の5市町とも相談している。嶺南広域行政組合で了承していただければ、事務を移管させたいと考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」であります。令和5年4月から5年間、若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者として、学校法人金井学園を指定するために議会の議決が必要となるものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、みさき漁村体験施設の年間の利用者数は。

答、過去4年間の利用者数は、平成30年度2,739名、令和元年度2,724名、令和2年度1,110名、令和3年度950名。令和2年、3年度は新型コロナの影響で少し落ち込んでいる。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会委員長、増井文雄君。

○教育厚生常任委員会委員長（増井文雄君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月29日、令和4年第8回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託されました案件は、議案1件であります。

議案審査のため、12月2日午前9時より委員5名出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず議案第72号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」であります。本案は、コロナ禍の影響による会員数の低迷並びに人件費・光熱水

費等の高騰により施設運営費が増加する中、サービスの維持及び向上を図ることを目的として利用料金を改定したいために、今回、条例の改正を行うものです。

それでは、今回の議案の審査過程における主な質疑及び審査結果を申し上げます。

問、国民健康保険特別会計からお金が出ているが、それは利用料の一部を国保会計から補助するということなのか。

答、国保会計からは、運動指導業務委託料という形で、運動指導による、生活習慣病予防や骨関節の疾患の予防、健康づくり、体力づくりなど虚弱高齢者の生活指導・機能回復などといった目的で、要指導と診断された住民や65歳以上の高齢者を対象に、毎週月曜日、健康体操教室を開催している。その業務をミズノに委託し、年間業務委託料を支払っている。

問、パレアでやっているフィットネス事業とは別枠で若狭町の事業に参加しているということか。

答、指導者がミズノの職員ということで実施している。

問、公的なお金が人件費の一部に入っているということだと思うが、事業の利用料を設定するのに拘束条件はないのか。会社が自由に料金設定できるのか。

答、今回の料金改定だけで経営を立て直すことは困難と考えている。料金改定だけで経営を安定化させるという目的ではなく、この料金改定も安定経営の一助として今回お願いするものである。

問、フィットネスパレア若狭は、介護予防など、若い人や町外の方も随分来られて活動しており、パレア若狭の一つの売りだと思っている。事業が成り立つようにしなければいけないので、監査をしっかりとやっていく必要があるのではないか。

答、フィットネスパレア若狭に関しては、コロナ禍で利用者が激減した中で、新しいメニューを取り入れたりして高齢者の方も楽しんで利用している姿も見られる。今回、料金の値上げをお願いするが、会員のサービスの向上、施設の充実を図らせていただいているので、そういった機能を生かしながら、健康づくりや利用者の利便性向上に町も取り組んでいきたい。

問、令和元年に比べ半分になっているが、実際、金額的にどれぐらいの赤字なのか。

答、年度末に指定管理者から決算報告がある。その決算の状況は、令和元年度でマイナス30万円、令和2年度、3年度ともマイナス400万円程度の赤字となっている。

問、今年度もマイナス400万円くらいになり、これが続いていくと苦しいと思う。人を集める以外、何か根本的な改善方法はないか。

答、今後も大変厳しい状況が続くと思うが、ミズノの意向は、まずは会員数を増やし

ていくことが大前提と現在考えている。

問、今、どこも値上がりしているのでは仕方ないのかもしれないが、値上げすると入会しにくくなるのではないか。

答、近年、民間のフィットネス施設が隣接する市町にも増えており、小浜市も新たに健康増進の施設を建設している。そこと比べても料金は安く抑えている。ミズノも経営努力で、フィットネスのみならず、町内の施設を活用した子ども向けの卓球教室や高齢者対象の教室を開催している。行政側もしっかり連絡を密にし、経営状況を把握し注視していく。

問、会員数の推移について、町内と町外の内訳は分かるか。

答、令和4年9月末の会員数で164名。その内訳として、町内105名、小浜市57名、美浜町1名、おおい町1名となっている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月29日、令和4年第8回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第74号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」から議案第81号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの8議案であります。

議案審査のため、12月8日午前9時より委員11名出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、一般会計・特別会計・企業会計に関する人件費補正ですが、人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与等の改正による調整により387万9,000円の減額であります。

議案第74号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」では、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,124万2,000円を追加し、予算総額を121億8,074万6,000円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金2,145万9,000円の増額、県支出金1,439万9,000円の増額、町債1億9,240万円

の増額、繰入金1億6,160万円の減額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

一般会計では、総務費は、施設管理事業400万円の増額、DX推進事業37万7,000円の増額。

民生費は、パレア若狭管理事業1,108万5,000円の増額、保育所総務事業151万6,000円の増額、広域入所委託事業164万6,000円の増額。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業304万円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1,091万8,000円の増額、海岸漂着物回収処理事業180万6,000円の増額。

農林水産事業費は、農地集積集約化対策事業488万円の増額、多面的機能支払交付金事業679万1,000円の増額、土地改良事業費232万1,000円の増額。

商工費は、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業307万5,000円の増額。

土木費は、土木管理事業150万円の増額。

教育費は、小学校管理費174万円の増額、若狭町伝統文化コロナ禍支援事業200万円の増額。

以上が一般会計補正予算（第7号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問、職員人件費の補正予算額明細書で、水道事業会計だけ大幅に増加している原因や理由はあるのか。

答、人件費はそれぞれの事業で執行する。人事異動により、水道事業の人員を補強しているので、水道事業で額が増えている。

問、人員が増えたことで、その分の金額が増えたという解釈でよいか。

答、人員は増えていないが、ベテラン職員を配置したということで、給与の単価が増えている。今、水道事業は大きな工事に取り組んでおり、ベテラン職員に戻ってもらったこともあり、増額となった。

問、教育債で、スクールバス運行で1,490万円増えたとの説明があったが、なぜ今、増えるのか。

答、当初、一般財源で予定していたが、町債に変えたことにより、町債が増えた。事業費そのものは当初予算の中で運行している。

次に、パレア文化課関連では、

問、職員人件費がプラスだが、その理由は何か。

答、職員人件費は総務課で一括している。人事院勧告に伴うものなど、人件費の補正である。

問、電気代が高騰しているのは分かるが、なぜ電気料金が当初計画から628万5,000円も上がるのか。

答、当初予算は過去3年間の電気使用料を基に予算計上していた。それが約2,200万円であったが、電気代が1.3倍程度高騰したことから、今回、2,820万円程度見込むこととなり、620万円程度の補正を計上している。

問、一般財源で電気代630万円程度を補正しているが、交付金は措置されないのか。電気代高騰について、国は手当てしている。

答、交付金は公共施設には充当できないことになっているので、一般財源で組んでいる。

問、パレア若狭の修繕で給湯器修繕とあったが、何リットルの設備なのか。

答、1日約10トンのお湯を供給できるシステムになっている。

次に、歴史文化課関連では、

問、伝統文化コロナ禍支援事業は1件当たり20万円の補助との説明があったが、集落への補助事業である伝統文化保存継承事業で補助をもらっていると、この補助事業からはもらえないのか。また過去に伝統文化保存継承事業がどれだけ使われたのか。

答、伝統文化コロナ禍支援事業は、町として伝統文化の再開を応援したいということを考えているので、重複も可能と考えている。伝統文化保存協会で実施している伝統文化保存継承事業は年間5件程度補助している。

問、伝統文化コロナ禍支援事業だが、10団体はもう決まっているのか。

答、特に決まっていないが、20万円で10集落の200万円は決まっている。

問、対象となる団体が既に決まっていて、予定がある予算なのか。これから皆さんにお知らせするのかどちらか。

答、予算を認めていただいたら速やかに各区長にお知らせする。また、伝統文化保存協会に各集落の委員がいるので、その方にも案内をする。

次に、子育て支援課関連では、

問、地域子育て支援拠点事業が減額になっているが、この地域子育て支援拠点事業とは何か。

答、事業名は地域子育て支援拠点事業となっているが、実際は子育て支援センターを三方、上中で実施しており、それに関する事業名で、今回の補正は人件費の補正で、配置職員の変更、当初予算と実際との差異を補正するものである。

問、この事業をやめたということではなく、職員を減らしたということか。

答、当初予算時は3名の正規職員を配置していたが、実際は会計年度任用職員もおり、現状、正規職員は2名の配置となっており、1名分の減額である。

次に、健康医療課関連では、

問、新型コロナウイルスワクチン接種は、幼児用が増えたことで1,091万8,000円増えたのか。

答、オミクロン株対応ワクチンということで、2回接種が終わった方の分の費用が生じる。それに加え乳幼児用も増える。現在、支出しているのは、当初または補正で認められた分を執行している。

問、12月10日、24日で集団接種が終わるということだが、オミクロン株対応ワクチンと従来株対応ワクチンのどちらになるか分からないということになっている。今はオミクロン株が主流になっている。その辺りの対応はどうなっているのか。

答、現在進めているのはオミクロン株対応ワクチン接種、ワクチン2回接種を終えられた方にオミクロン株対応のワクチン接種を進めている。従来株ワクチンは、1ないし2回目接種をしていない方が対象になっている。その方々には1か所の医療機関で進めている。

次に、観光商工課関連では、

問、電気の引込みに伴う工事負担金の増について、1,460メートルとはどこからどこまでか。関電と若狭町の境目がある。管理棟が関電との責任分界点なら、そこまでの引込み線は関電で、中への引込みは町の担当になると思う。どこまでが関電の負担になるのか。

答、延長は1,440メートルで、引込みの設備については20メートル。そのうち1,000メートルは関電負担となるが、お花見広場の一番手前まで来るわけだが、河内集落の横からの引込みになる。

問、河内集落からお花見広場までが関電負担で、それ以降の460メートルが町負担となるということか。

答、関西電力との取決めによる。1,000メートルまでは関西電力が負担をし、それ以降は町が負担するという取決めによる。

次に、環境安全課関連では、

問、海岸漂着物回収処理事業の予算は不足分か、これからやろうとしている分か。

答、年間の大体の予定量を想定しており、それと合わせて、今まで実施した差額分が足りないということと、県の予算が内諾されたので、増額させていただきたい。

問、今年度、1回ぐらいとするということか。

答、漁港ごとで漂着の状況も変わっており、多いところで1回、予算の範囲内で調整し、これだけの増額をお願いしたい。

次に、建設課関連では、

問、土地改良施設電気料金高騰支援補助金だが、土地改良区ごとの補助額は大体分かるのか。

答、鱒川土地改良区217万円、若狭鳥羽土地改良区36万1,000円、瓜生土地改良区17万1,000円、三宅土地改良区については、維持管理は使わないというところがあり、マイナス65万3,000円、上中土地改良区27万2,000円、合計が232万1,000円となっている。

次に、産業振興課関連では、

問、若狭町内の農地集積率を教えてください。

答、細目書ベースで、島の内と杉山を入れて74%が若狭町の農地集積率になる。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第75号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ211万4,000円を追加し、予算の総額を18億162万5,000円とするもので、歳入の主なものは、国民健康保険税が298万8,000円の増額、県支出金が110万円の増額、繰入金197万4,000円の減額などです。

歳出の主なものは、保健事業費26万8,000円の増額、諸支出金184万6,000円などの増額などです。

議案第76号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ157万5,000円を増額し、予算の総額を9,408万8,000円とするもので、歳入の主なものは、諸収入157万5,000円の増額です。

歳出の主なものは、総務費20万5,000円の増額、医業費137万円の増額などです。

議案第77号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ535万4,000円を減額し、予算の総額を20億6,025万7,000円とするもので、歳入の主なものは、保険料196万5,000円

の減額、国庫支出金351万6,000円の減額、県支出金175万8,000円の減額、繰入金188万5,000円の増額などであります。

歳出の主なものは、総務費が372万4,000円の増額、地域支援事業費が907万8,000円の減額などであります。

議案第78号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出において総務管理費の予算組替えをするものです。

議案第79号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的支出において営業費用の予算の組替え、資本的支出で配水施設改良費に1,250万円増額するものです。

議案第80号「令和4年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出において事業費用の予算の組替えをするものです。

議案第81号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入の医業外収益295万4,000円の増額により、収益的支出の医業費用295万4,000円増額、また資本的収入の企業債290万円の増額、負担金110万円の増額により、資本的支出の建設改良費400万円を増額するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

介護保険特別会計関連では、

問、職員手当がマイナスで共済費が増えているが、どうしてか。

答、配置された職員に合わせて調整している。

問、生活支援体制整備事業費は生活支援ハウスの事業か。

答、直接関係ある事業ではない。

国民健康保険上中診療所事業会計関連では、

問、マイナンバーカードの保険証利用を国が進めているが、不具合が生じて医療機関で使えないということが多々起きているようだ。そのような場合の対処方法を町民に伝えられるようにしっかりやってもらいたい。

答、国の指導を仰ぎながら進めたいと思う。

問、マイナンバーカードが保険証代わりになるのはまだ先だと思うが、診療所に設置され、DX推進するので、診療所の診察券として使用できないのか。

答、使えないとの認識である。

全ての審査を終了し、議案第75号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から議案第81号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計

補正予算（第1号）」までの7議案、それぞれ討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第69号「若狭町職員の定年等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第69号「若狭町職員の定年等に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第70号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定

について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第71号「若狭町議会議員及び若狭町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第72号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「若狭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」に

対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第73号「若狭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第7号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第74号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第7号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第75号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第76号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第77号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第78号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第79号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「令和4年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第80号「令和4年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第81号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号「若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第82号「若狭町農村総合公園の指定管理者の指定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第83号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第84号「若狭町みさき漁村体験施設の指定管理者の指定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第18 議案第85号・日程第19 議案第86号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第18、議案第85号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第8号)」及び日程第19、議案第86号「工事請負契約の締結について(令和4年度 西田公民館耐震補強リノベーション工事)」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第85号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」及び議案第86号「工事請負契約の締結について」の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第85号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」についてですが、今回の一般会計補正予算につきましては、子育て世代への経済的支援として、国の「出産・子育て応援交付金事業」の実施に伴う経費を盛り込んだものであります。

補正予算の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、予算の総額を121億9,174万6,000円とするものであります。

歳出は、民生費に「出産・子育て応援ギフト事業」として1,100万円を計上いたしました。

なお、財源につきましては、地方交付税183万4,000円、国庫支出金733万3,000円、県支出金183万3,000円を計上しております。

次に、議案第86号「工事請負契約の締結について」であります。本案につきましては、令和4年度西田公民館耐震補強リノベーション工事をさせていただくもので、去る12月12日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午前11時27分 休憩）

（午前11時51分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案第85号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」及び議案第86号「工事請負契約の締結について（令和4年度 西田公民館耐

震補強リノベーション工事)」を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、議案第85号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第85号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第8号）」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号「工事請負契約の締結について（令和4年度 西田公民館耐震補強リノベーション工事）」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第86号「工事請負契約の締結について（令和4年度 西田公民館耐震補強リノ

バージョン工事)」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第20 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第20「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣すること  
にしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありません  
か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また  
派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

これをもって、令和4年第8回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、11月29日の開会以来、本日まで18日間にわたり、提案されました  
工事請負契約の締結、条例の改正及び制定、令和4年度一般会計をはじめとする各会計  
補正予算など、重要議案につきまして終始熱心に、また慎重に御審議をいただき、本日  
ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。本会期中に賜りまし  
た議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立しました諸議案の執行に当たり  
ましては、住民福祉の向上のため、なお一層の努力をいただくよう希望するものであり  
ます。

さて、期待に胸を膨らませておりました北陸新幹線、敦賀・新大阪間の2023年度  
当初の着工を断念せざるを得ないという一昨日の報道を受け、肩を落とした思いは皆さ  
ん同じではないかと思えます。しかし、国交省では、可能な範囲で認可後の作業を前倒  
しして、事業の進展を図るという方針を固めたという報道もなされ、ひと安心といった  
ところがございます。今後の進み方に希望を持ちたいと思っております。

今年も残すところあと僅かとなりましたが、先日発表されました今年の漢字「戦」、

ロシアによるウクライナ侵攻やサッカーワールドカップの熱戦などが理由に上がったことですが、私たちの実生活面でも物不足や物価高騰という現実に対し、これからどのように乗り切るかという意味からもうなずける漢字ではなかったかなと、そういうふうに思っております。迎えます新しい年は、コロナ感染症も含めて全てが好転する年になりますことを願うばかりであります。

一昨日には、この辺りでも初雪を見ましたが、この冬も気温が低めで降雪も多いという予報が出ております。皆様方におかれましては、これから先、健康には十分御留意いただき、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月29日の開会以来、本日までの18日間にわたり、条例の一部改正をはじめ、工事請負変更契約の締結、令和4年度若狭町一般会計補正予算などの案件につきまして、本会議及び各常任委員会において御審議をいただき、先ほどは全議案お認めをいただき、誠にありがとうございました。

また、最終日には、国の子育て世代への経済的支援策である、「出産・子育て応援ギフト事業」の実施に伴う経費を補正予算（第8号）として、また、西田公民館耐震補強リノベーション工事に係る工事請負契約の締結について、追加上程をさせていただき、お認めをいただきました。いずれも迅速に対応してまいりたいと考えております。

本定例会において、議員の皆様方から頂ました御意見、御指導につきましては、十分留意し、今後の町政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、月日がたつのは早いもので、令和4年も残すところあと僅かとなりました。世界を揺るがしてきた新型コロナウイルス感染症は3年近くを経た今も収束せず、人々の健康や生活、社会、経済に大きな影響を与えております。

また、この冬は、新型コロナウイルスの感染再拡大に加えて季節性インフルエンザの流行も懸念されております。社会経済活動の停滞や医療の逼迫を招かないためにも、日常的な感染予防策に加えて、感染や重症化予防するためにワクチン接種が極めて重要であると考えておりますので、啓発に努めてまいります。

今年度を振り返りますと、春先から様々な行事やイベントが再開され、少しずつでは

ありますが、コロナ禍以前の日常が戻りつつあると感じた1年でもありました。

令和5年度末の北陸新幹線敦賀開業を間近に控え、4月の熊川トレイルゲートウェイのオープニングを皮切りに、レインボーライン山頂公園のリニューアルオープンや桂由美ドレスミュージアムのオープン、5月には3年ぶりの第30回記念大会「若狭・三方五湖ツーデーマーチ」の開催など明るいニュースがありました。

しかしながら、長引くコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻により、原油価格の高騰を発端に急激な円安や電気・ガス・食料品等の物価高騰等が私たちの生活に大きな影響を及ぼしており、現在も厳しい状況が続いているところではあります。本町では、現在実施中であります「物価高騰生活支援事業」による「わかさハッピー商品券」の配布のほか、これまでに保育所や学校での給食に係る食材高騰分の支援、農業用肥料の購入に係る価格上昇分の一部補助・助成など、経済対策や支援策を実施してまいりました。

また、DXを推進するため、公民館などの公共施設に無線LAN環境の整備を行うとともに、オンライン申請などの促進のほか、わかさ割の発行やPay Payと連携したポイント還元キャンペーンを実施することで、キャッシュレス決済の促進と定着なども図ってまいりました。

デジタル化を促進するための基盤となるマイナンバーカードにつきましては、国が今年度末までに、ほぼ全国民に行き渡るとした目標を掲げており、そのため、町では、マイナンバーカード取得促進強化月間として、12月7日から1月30日までの間、町内全集落を対象に、職員が集落センターなどに出向いて申請を受け付ける取組を実施させていただいております。

併せて、マイナンバーカードを既にお持ちの方や今年度中に交付を受けられた方につきましては、「わかさハッピー商品券」を5,000円分配布するという町独自の追加支援策も進めているところでございます。これは、物価対策にとどまらず、マイナンバーカードを基軸としたICTの進展を見据えた取組でもございます。

今後も引き続き町民の皆様の命と生活を守るため、国や県の動向に注視しながら、職員と一丸となり町政を推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、輝やかなしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 0時 3分 閉会)